

山口県地域防災計画

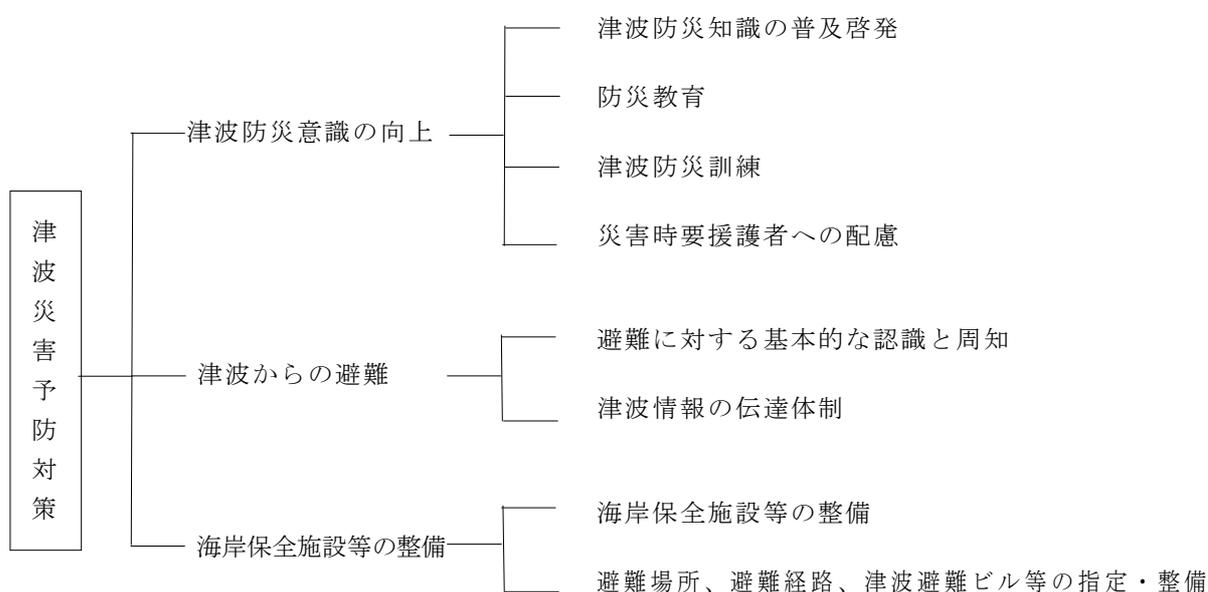
震災対策編 (津波防災対策部分)

(案)

第 17 章 津波災害予防対策

基本的な考え方

- 1 本県は、本州の最西端に位置し、三方が海に開け、総延長約 1,500 km の長い海岸線を有していることから、日本海及び太平洋の海域等で津波が発生すれば、その影響を受けやすい地理的環境にある。このため、海辺で暮らす人はもちろんのこと、旅行や海水浴などで海岸沿いに出かける際にも、津波災害の特徴を理解し、的確な避難行動のとり方を身につけておくことが必要不可欠である。
- 2 津波災害対策の検討にあたっては、以下の 2 つのレベルの津波を想定することを基本とする。
 - (1) 最大クラスの津波に比べ発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波
〔対策〕 海岸堤防、河川堤防などの海岸保全施設の整備による人命、資産の保護
 - (2) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
〔対策〕 住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸としたハード・ソフト両面による総合的な津波対策



津波予報区の範囲

予 報 区	沿 岸 市 町
山口県日本海沿岸	下関市、萩市、長門市、阿武町
山口県瀬戸内海沿岸	下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町

第1節 津波防災意識の向上

津波による人的被害を軽減するためには、防災関係機関による防災対策の推進と同時に、県民一人ひとりが自らの命は自分で守るという心構えをもち、発災時における冷静な行動のとり方を身につけることが最も重要であり、そのような風土・文化を醸成する必要がある。

このため、県、市町及び防災関係機関は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、県民に対し、津波に関する防災知識の普及啓発を推進するとともに、防災教育の推進に努め、県民の防災意識の向上を図る。加えて、発災時に円滑かつ的確な行動が行えるよう、自主防災組織等と連携して実践的な防災訓練を実施する。

第1項 津波防災知識の普及啓発

津波による人的被害軽減を図るためには、住民一人ひとりの自主的な避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報や避難指示等の意味と内容の説明などの啓発活動を行うとともに、防災に関する情報を分かりやすく発信する。

また、避難行動に関する知識、津波の特性やメカニズムなどに関する情報、津波の想定・予測の不確実性について周知を図るとともに、家庭での予防・安全対策等の普及啓発を図る。

津波避難に関する次の内容の普及啓発を図る。

- 1 強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。避難にあたっては、徒歩によることを原則とし、自ら率先して避難行動をとることが他の地域住民の避難を促すこととなる。船舶については、時間的余裕がある場合には、港外（水深の深い広い海域）に待避すること。
- 2 地震による揺れを感じられない場合でも、津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること。標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波注意報でも避難する必要があること。海水浴等により海辺にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること。
- 3 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること。第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性や、場合によっては数時間から1日以上にわたり、津波が継続する可能性があること、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地震の発生があることから、警報、注意報解除までは沿岸部に近づかないこと。
- 4 地震・津波は自然現象であり想定を超える可能性がある。特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災もあり得ること。
- 5 家族等の安否確認のために津波の危険性がある地域へ戻ったり、その場に留まったりすることのないよう、家族等の安否確認の方法や、津波から避難した際の集合場所等について各家庭であらかじめ話をし、決めておく必要があること。

第2項 防災教育

県、市町及び防災関係機関は教育機関及び民間団体等と密接な連携を図り、津波や防災についての基本的な事項を理解し、主体的な避難行動を取る姿勢を醸成する防災教育を実施する。

- 1 学校における防災教育のための指導時間の確保をはじめ、津波に関する資料等の配付、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、津波に関する防災教育を実施する。
- 2 住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。
- 3 公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な関わりの中で、津波防災に関する教育の普及推進を図る。
- 4 津波浸水想定を踏まえた避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、周知を図る。

第3項 津波防災訓練

防災週間等を通じ、市町、住民及び事業所等が一体となり、積極的かつ継続的に実践的地域訓練を実施し、防災活動力の向上や住民の適切な避難措置等に努める。

- 1 夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく津波防災訓練を行うよう指導し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。
- 2 津波災害を想定した訓練の実施にあたっては、津波到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

第4項 災害時要援護者への配慮

県及び市町は、防災知識の普及や防災訓練の実施にあたっては、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦などの災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第2節 津波からの避難

津波からの迅速かつ的確な避難のため、市町は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定めるとともに、県をはじめ防災関係機関等の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた情報伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

第1項 避難に対する基本的な認識と周知

津波災害は、波源域の場所や地形の条件等によって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じるなど地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要があり、さらに、自然現象であることから、大きな不確定要素を伴うため、想定やシナリオには一定の限界があることに留意すること。

1 避難方法

津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難にあたっては徒歩を原則とするが、歩行困難者が避難する場合や想定される津波に対して徒歩で避難が可能な距離に適切な避難場所がない場合のように、自動車避難を検討せざるを得ない場合においては、自動車による避難には限界があることを踏まえ、各地域で合意形成を図ったうえで避難方法の検討をする必要がある。

2 津波ハザードマップの作成・周知

市町は、県の津波浸水予測図などを活用し、地震防災対策特別措置法第14条第2項に基づく津波ハザードマップの作成に努めるとともに、住民等への周知を図る。

なお、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分に検討し、地域の防災教育や津波避難訓練に活用するなど効果的な周知に努める。

3 市町の津波避難体制の確立

市町は、津波が発生した場合に行政と住民等が迅速かつ的確に行動することができるよう、避難対象地域、避難場所・避難施設、避難路、津波情報の収集・伝達方法、避難勧告・指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等、地域の実情を考慮した具体的かつ実践的な津波避難計画の早期作成に努め、津波避難訓練等を通して、より実践的な計画にするよう見直しを進める。

(1) 避難勧告・避難指示

市町は、避難勧告等の発令基準や手順、伝達方法等をあらかじめ定め、津波警報等が発表された際に、直ちに避難勧告・避難指示ができる組織体制の整備を図る。

(2) 住民等の避難誘導體制

- ア 津波発生時には、徒歩による避難を原則としつつ、各地域の実情や災害時要援護者の存在等を踏まえ、自動車での安全かつ確実な避難方法をあらかじめ検討する。
- イ 避難する住民の安全確保はもちろんのこと、消防職団員、水防団員、警察官、市町職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める。避難誘導にあたる者は、この行動ルールに従い、安全が確保されることを前提として、避難誘導する。
- ウ 避難場所の位置がわかるような案内・誘導板や標高（海拔）がわかる海拔表示板の整備に努めるとともに、避難場所の周知を図ること。
- エ 多数の人出が予想される漁港、港湾、船だまり、ヨットハーバー、海水浴場、釣り場、海辺の観光地、養殖場、沿岸部の工事地区等については、あらかじめ沿岸部の施設の管理者（漁業協同組合、海水浴場の管理者等）、事業者（工事施工者等）、及び自主防災組織等と連携して、これらの者の協力体制を確保するように努めるとともに、地震発生直後に津波発生の危険性が高い場合においては、日頃から過去の事例等により啓発活動を行うよう努める。

4 災害時要援護者及び外来者の避難

- (1) 津波による被害のおそれのある地域の災害時要援護者施設等の管理者は、入所者の避難に相当の要員と時間を要することを考慮して、津波に対する安全な場所の確保、避難への近隣住民の協力をあらかじめ得る等、万全を期すものとする。
- (2) 沿岸市町は、災害時要援護者施設等の避難対策について支援するとともに、在宅の災害時要援護者の避難対策についても近隣住民、自主防災組織等の協力が得られるよう体制の整備に努める。

また、観光地や海水浴場等外来者の多い場所では、駅・宿泊施設・行楽地におけるハザードマップの掲示、避難場所・避難路の誘導表示・海拔表示板などにより、周知を図る。

5 市町の津波避難体制確立への県の支援

県は、津波が発生した際に、市町の津波対応や住民等の迅速な避難行動ができるよう、市町に津波浸水予測図や津波高、浸水深など津波シミュレーションを実施した結果のデータを提供するとともに、避難方法及び避難場所、避難路等を指定する際の基本的な考え方や方向性を示した津波避難計画策定指針等を作成し、津波ハザードマップや津波避難計画の作成、見直しを支援する。

第2項 津波情報の伝達体制

- 1 津波警報、避難勧告・指示等の伝達について関係機関はあらかじめ漏れのないよう系統、伝達先を再確認しておくものとする。
- 2 地域住民等への情報伝達体制の確立
住民等には迅速に避難行動をとってもらう必要があることから、市町はあらゆる広報伝達媒体（有線・無線電話、同報無線、広報車、サイレン等）や組織等を活用し、住民等への津波警報、避難勧告等の迅速かつ確実な伝達に努めるとともに、避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。
- 3 同報無線の整備活用
地域住民等に対する情報伝達や避難指示等を迅速かつ、確実に実施するため、同報無線の整備拡充、更新に努める。
また、停電の影響やバッテリー切れ等のためその機能が失われないよう、非常用電源の確保、耐震性の向上や津波の影響を受けない場所への移設などを検討する。
- 4 多様な伝達手段の確保
J-A-L-E-R-Tの受信機と防災行政無線の自動起動機の運用や、エリアメールや緊急速報メール、衛星携帯電話やワンセグ、スマートフォンなどのあらゆる情報手段の活用を検討する。
- 5 海岸線等への情報伝達
海岸線付近の観光地、海水浴場等に対する迅速かつ、効果的な情報伝達体制の整備を図るとともに、観光客等へ情報伝達できる体制の確立に努める。
- 6 港湾、漁港、船舶等への情報伝達
港湾関係機関、漁港管理者、漁業協同組合等と相互協調のもと、迅速な情報伝達体制の確立に努める。

第3節 海岸保全施設等の整備

第1項 海岸保全施設等の整備

1 海岸保全施設の整備に係る基本的な考え方

護岸や堤防など海岸保全施設の高さ・構造等の設定は、想定される津波のうち、発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波の推計結果等を踏まえ決定することとする。また、施設整備については、過去の被災状況や背後の土地利用等を勘案し、緊急度の高い箇所から引き続き進める。

2 津波防災対策を策定するにあたって必要となる検討事項

(1) 性能水準

海岸保全施設の整備にあたって必要となる耐震性、液状化対策等の性能水準を検討する。

(2) 電動化・自動化等

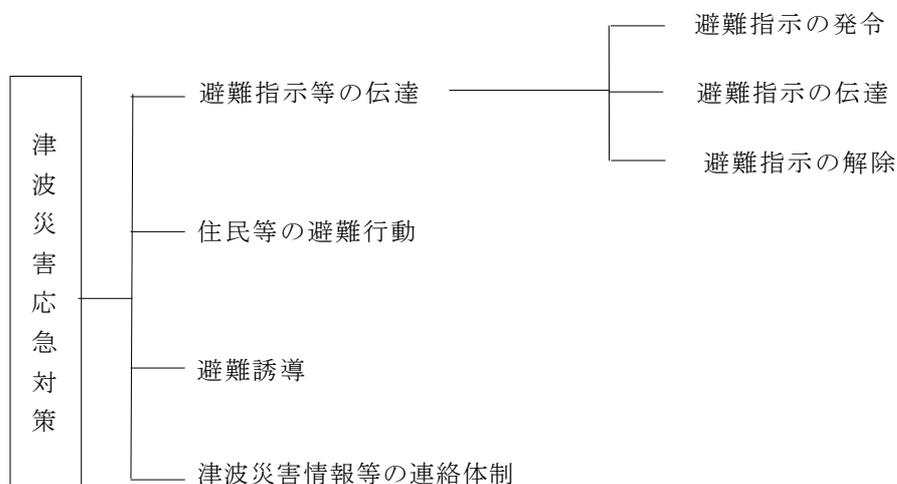
水門、陸閘等の閉鎖については、津波発生時における作業員の安全確保の観点から、電動化や自動化等の必要性について検討する。

第2項 避難場所、避難経路、津波避難ビル等の指定・整備

- 1 避難場所の整備にあたっては、津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。
- 2 沿岸市町は、津波浸水想定区域内において民間等の建築物について、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、確実に避難できるような体制の構築に努める。
- 3 住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。
- 4 避難路の整備にあたっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号減灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう安全性の確保を図るものとする。
- 5 避難場所の案内板や避難誘導標識、海拔表示板等の整備に努める。

第 2 1 章 津波災害応急対策計画

津波からの避難は、住民自らが津波警報等の情報を把握し、迅速かつ主体的に避難することが最も重要であることから、住民等が円滑かつ安全に避難行動がとれるよう対策を定める。



第 1 節 避難指示等の伝達

第 1 項 避難指示の発令

津波には、到達時間の極めて短いものから、到達までに相当の時間を要するものまでであるが、情報収集や総合的な判断に時間を費やすことによって避難が遅れることのないよう、沿岸市町は、次の判断基準に基づき、いずれかの場合にただちに避難指示等を行う。

- 1 強い揺れ（震度 4 程度以上）もしくは長時間のゆっくりした揺れを感じて避難の必要を認める場合
※ 沿岸近くで地震が発生した場合、極めて短時間で津波が到達することも考えられるので、津波被害が発生する地震の特徴をあらかじめ把握しておくとともに、地震発生後に津波に対する安全性が確認できない場合は、直ちに避難指示を発令する必要がある。
- 2 津波警報を覚知した場合

第 2 項 避難指示の伝達

避難指示は、次の事項について、その内容を明らかにして実施する。

- 1 避難指示を行った市町等は、速やかに、その内容を市町防災無線、広報車、報道機関の協力等あらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し、周知する。避難の必要が無くなった場合も同様とする。
この場合、情報の伝わりにくい高齢者、障害者等への伝達や夜間における伝達には、特に配慮するものとする。
- 2 津波警報等に応じて自動的に避難指示等を行う場合でも、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域の住民等に伝達する。

第 3 項 避難指示の解除

当該津波予報区の津波注意報・警報が解除されるまで、避難指示の解除は行わない。

第2節 住民等の避難行動

沿岸地域において強い揺れ等を感じた時は、住民、船舶等は、次の避難行動をとるものとする。

1 住民に対する内容

- (1) 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで高台や津波避難ビル等に避難する。
- (2) 正しい情報をラジオ、テレビ等を通じて入手する。
- (3) 揺れを感じなくても津波注意報が発表されたときは直ちに海岸から離れ、津波警報が発表されたときは急いで高台や津波避難ビル等に避難する。
- (4) 津波注意報でも危険であるので海水浴や海釣りは行わない。
- (5) 津波は繰り返し襲ってくるので警報、注意報解除まで避難を継続し、沿岸部に近づかない。

2 船舶に対する内容

- (1) 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い広い海域）に退避する。
- (2) 正しい情報をラジオ、テレビ等を通じて入手する。
- (3) 揺れを感じなくても津波警報、注意報が発表されたときは、直ちに港外※（水深の深い広い海域）に避難する。
- (4) 港外に避難できない小型船舶は、直ちに陸上の高台に避難する。
- (5) 津波は繰り返し襲ってくるので警報、注意報解除までは沿岸部に近づかない
※時間的余裕のある場合にのみ行う。
- (6) 津波に対する協議会等が設立されている地域、港においては、港長等から発令された勧告等のおり安全対策を実施する。

第3節 避難誘導

【市町・警察・消防・消防団・自主防災組織等】

- 1 市町は津波避難計画等に基づき、住民等が迅速かつ安全に避難が行えるよう誘導する。
- 2 避難誘導や防災対策を行う消防職団員や警察官、市町職員については、安全が確保されることを前提とした上で、避難誘導を行う。
- 3 予想される津波到達時間を考慮しつつ、高齢者、障害者、妊産婦等災害時要援護者の避難支援等を行う。

第4節 津波災害情報等の連絡体制

【国・県・市町・警察・消防・消防団・自主防災組織・防災関係機関】

- 1 県及び市町、防災関係機関等は震災対策編第3編第2章「災害情報の収集・伝達計画」により、津波等に関する必要な情報を迅速かつ正確に把握し、入手した情報を速やかに住民及び関係機関に伝達する。
- 2 県及び市町は、津波警報、避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。
- 3 報道機関の協力を受けて、住民等に対し広報を行う。

山口県地域防災計画震災対策編修正（案）新旧対照表

現行	修正案
<p>第2編 災害予防対策 第17章 津波災害予防対策 (新設)</p>	<p>第2編 災害予防対策 第17章 津波災害予防対策 基本的な考え方</p> <p>1 本県は、本州の最西端に位置し、三方が海に開け、総延長約1,500kmの長い海岸線を有していることから、日本海及び太平洋の海域等で津波が発生すれば、その影響を受けやすい地理的環境にある。このため、海辺で暮らす人はもちろんのこと、旅行や海水浴などで海岸沿いに出かける際にも、津波災害の特徴を理解し、的確な避難行動のとり方を身につけておくことが必要不可欠である。</p> <p>2 津波災害対策の検討にあたっては、以下の2つのレベルの津波を想定することを基本とする。</p> <p>(1) 最大クラスの津波に比べ発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波 〔対策〕 海岸堤防、河川堤防などの海岸保全施設の整備による人命、資産の保護</p> <p>(2) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波 〔対策〕 住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸としたハード・ソフト両面による総合的な津波対策</p>

第5節 津波防災思想の啓発

「強い地震を感じたら、住民等は海浜から離れ高台や津波避難ビル等に避難すること、船舶は港外に避難すること」を基本として、広報文例を作成し、津波警戒に関する周知徹底を図るものとする。
また、広報等を活用して周知徹底を期する。

第1項 住民に対する内容

津波警戒に対する次の内容の普及を図る。

1 強い地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで高台や津波避難ビル等に避難する。

2 正しい情報をラジオ、テレビ等を通じて入手する。

3 地震を感じなくても津波注意報が発表されたときは直ちに海岸から離れ、津波警報が発表されたときは急いで高台や津波避難ビル等に避難する。

4 津波注意報でも危険であるので海水浴や海釣りは行わない。

5 津波は繰り返し襲ってくるので警報、注意報解除までは沿岸部に近づかない。

(新設)

第1節 津波防災意識の向上

津波による人的被害を軽減するためには、防災関係機関による防災対策の推進と同時に、県民一人ひとりが自らの命は自分で守るという心構えをもち、発災時における冷静な行動のとり方を身につけることが最も重要であり、そのような風土・文化を醸成する必要がある。

このため、県、市町及び防災関係機関は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、県民に対し、津波に関する防災知識の普及啓発を推進するとともに、防災教育の推進に努め、県民の防災意識の向上を図る。加えて、発災時に円滑かつ的確な行動が行えるよう、自主防災組織等と連携して実践的な防災訓練を実施する。

第1項 津波防災知識の普及啓発

津波による人的被害軽減を図るためには、住民一人ひとりの自主的な避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報や避難指示等の意味と内容の説明などの啓発活動を行うとともに、防災に関する情報を分かりやすく発信する。

また、避難行動に関する知識、津波の特性やメカニズムなどに関する情報、津波の想定・予測の不確実性について周知を図るとともに、家庭での予防・安全対策等の普及啓発を図る。

津波避難に関する次の内容の普及啓発を図る。

1 強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。避難にあたっては、徒歩によることを原則とし、自ら率先して避難行動をとることが他の地域住民の避難を促すこととなる。船舶については、時間的余裕がある場合には、港外（水深の深い広い海域）に待避すること。

(削除)

2 地震による揺れを感じられない場合でも、津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること。標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波注意報でも避難する必要があること。海水浴等により海辺にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること。

(削除)

3 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること。第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性や、場合によっては数時間から1日以上にわたり、津波が継続する可能性があること、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地震の発生の可能性があることから、警報、注意報解除までは沿岸部に近づかないこと。

4 地震・津波は自然現象であり想定を超える可能性がある。特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災もあり得ること。

(新設)

第2項 船舶に対する内容

津波警戒に対する次の内容の普及を図る。

なお、船舶の移動については、時間的余裕のある場合にのみ行う。

- 1 強い地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い広い海域）に退避する。
- 2 正しい情報をラジオ、テレビ等を通じて入手する。
- 3 地震を感じなくても津波警報、注意報が発表されたときは、直ちに港外（水深の深い広い海域）に退避する。
- 4 港外に避難できないう小型船舶は、高いところにとこに固縛する等最善の措置をとる。
- 5 津波は繰り返し襲ってくるので警報、注意報解除までは沿岸部に近づかない。

(新設)

- 5 家族等の安否確認のために津波の危険性がある地域へ戻ったり、その場に留まったりすることのないよう、家族等の安否確認の方法や、津波から避難した際の集合場所等について各家庭であらかじめ話をし、決めておく必要があること。

(削除)

第2項 防災教育

県、市町及び防災関係機関は教育機関及び民間団体等と密接な連携を図り、津波や防災についての基本的な事項を理解し、主体的な避難行動を取る姿勢を醸成する防災教育を実施する。

- 1 学校における防災教育のための指導時間の確保をはじめ、津波に関する資料等の配付、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、津波に関する防災教育を実施する。
- 2 住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。
- 3 公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な関わりの中で、津波防災に関する教育の普及推進を図る。
- 4 津波浸水想定を踏まえた避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、周知を図る。

第3項 津波防災訓練

防災週間等を通じ、市町、住民及び事業所等が一体となり、積極的かつ継続的に実践的領域訓練を実施し、防災活動力の向上や住民の適切な避難措置等に努める。

- 1 夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく津波防災訓練を行うよう指導し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。
- 2 津波災害を想定した訓練の実施にあたっては、津波到達時間を踏まえた具体的な実践的な訓練を行うよう努める。

(新設)

第4節 避難体制の整備
第1項 一般住民の避難
(新設)

1 沿岸市町は、津波ハザードマップの作成や避難誘導標識等の整備に努めるとともに、津波による被害のおそれのある地域の住民に日常から避難場所、避難経路を周知し、個人の避難行動が容易となるよう啓発に努めるものとする。

3 常日頃から地域住民等と連携した防災訓練に努める。

(新設)

第4項 災害時要援護者への配慮

県及び市町は、防災知識の普及や防災訓練の実施にあたっては、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦などの災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第2節 津波からの避難

津波からの迅速かつ的確な避難のため、市町は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定めるとともに、県をはじめ防災関係機関等の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ等を用いた情報伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

第1項 避難に対する基本的な認識と周知

津波災害は、波源域の場所や地形の条件等によって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じるなど地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要がある。さらに、自然現象であることから、大きな不確定要素を伴うため、想定やシナリオには一定の限界があることに留意すること。

1 避難方法

津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難にあたっては徒歩を原則とするが、歩行困難者が避難する場合や想定される津波に対して徒歩で避難が可能な距離に適切な避難場所がない場合のように、自動車避難を検討せざるを得ない場合においては、自動車による避難には限界があることを踏まえ、各地域で合意形成を図ったうえで避難方法の検討をする必要がある。

2 津波ハザードマップの作成・周知

市町は、県の津波浸水予測図などを活用し、地震防災対策特別措置法第14条第2項に基づく津波ハザードマップの作成に努めるとともに、住民等への周知を図る。

なお、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分に検討し、地域の防災教育や津波避難訓練に活用するなど効果的な周知に努める。

3 市町の津波避難体制の確立

市町は、津波が発生した場合に行政と住民等が迅速かつ的確に行動することのできるよう、避難対象地域、避難場所・避難施設、避難路、津波情報の収集・伝達方法、避難勧告・指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等、地域の実情を考慮した具体的かつ実践的な津波避難計画の早期作成に努め、津波避難訓練等を通して、より実践的な計画にするよう見直しを進める。

(1) 避難勧告・避難指示

市町は、避難勧告等の発令基準や手順、伝達方法をあらかじめ定め、津波警報等が発表された際に、直ちに避難勧告・避難指示が可能な組織体制の整備を図る。

(2) 住民等の避難誘導体制

ア 津波発生時には、徒歩による避難を原則としつつ、各地域の実情や災害時要援護者の存在等を踏まえ、自動車での安全かつ確実な避難方法をあらかじめ検討する。

イ 避難する住民の安全確保はもちろんのこと、消防職団員、水防団員、警察官、市町職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内の防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める。避難誘導にあたる者は、この行動ルールに従い、安全が確保されることを前提として、避難誘導する。

ウ 避難場所の位置がわかるような案内・誘導板や標高（海拔）がわかる海拔表示板の整備に努めるとともに、避難場所の周知を図ること。

エ 多数の出入りが予想される漁港、港湾、船だまり、ヨットハーバー、海水浴場、釣り場、海辺の観光地、養殖場、沿岸部の工事地区等については、あらかじめ沿岸部の施設の管理者（漁業協同組合、海水浴場の管理者等）、事業者（工事施工者等）、及び自主防災組織等と連携して、これらの者の協力体制を確保するように努めるとともに、地震発生直後に津波発生時の危険性が高い場合においては、日頃から過去の事例等により啓発活動を行うよう努める。

4 災害時要援護者及び外来者の避難

(1) 津波による被害のおそれのある地域の災害時要援護者施設等の管理者は、入所者の避難に相当の要員と時間を要することを考慮して、津波に対する安全な場所の確保、避難への近隣住民の協力をあらかじめ得る等、万全を期すものとする。

(2) 沿岸市町は、災害時要援護者施設等の避難対策について支援するとともに、在宅の災害時要援護者の避難対策についても近隣住民、自主防災組織等の協力が得られるよう体制の整備に努める。また、観光地や海水浴場等外来者の多い場所では、駅・宿泊施設・行楽地におけるハザードマップの掲示、避難場所・避難路の誘導表示・海拔表示板などにより、周知を図る。

5 市町の津波避難体制確立への県の支援

県は、津波が発生した際に、市町の津波対応や住民等の迅速な避難行動ができるよう、市町に津波浸水予測図や津波高、浸水深など津波シミュレーションを実施した結果のデータを提供するとともに、避難方法及び避難場所、避難路等を指定する際の基本的な考え方や方向性を示した津波避難計画策定指針等を作成し、津波ハザードマップや津波避難計画の作成、見直しを支援する。

2. 多数の出入りが予想される漁港、港湾、船だまり、ヨットハーバー、海水浴場、釣り場、海辺の観光地等行楽地、養殖場、沿岸部の工事地区等については、あらかじめ沿岸部の多数者を対象とする施設の管理者（漁業協同組合、海水浴場の管理者等）、事業者（工事施工者等）、及び自主防災組織と連携して、これらの者の協力体制を確保するように努めるとともに、日頃より過去の事例等により啓発活動を行うよう努めるものとする。

第2項 災害時要援護者及び外来者の避難

津波による被害のおそれのある地域の災害時要援護者施設等の管理者は、入所者の避難に相当の要員と時間を要することを考慮して、津波に対する安全な場所の確保、避難への近隣住民の協力をあらかじめ得る等、万全を期すものとする。

沿岸市町は、災害時要援護者施設等の避難対策について支援するとともに、在宅の災害時要援護者の避難対策についても近隣住民、自主防災組織等の協力が得られるよう体制の整備に努める。

また、観光地や海水浴場等外来者の多い場所では、駅・宿泊施設・行楽地に住民用ハザードマップの掲示、避難場所・避難路の誘導表示などにより、周知を図る。

(新設)

<p>第2節 津波情報体制の整備</p>	<p>1 津波警報、避難勧告・指示等の伝達については、関係機関はあらかじめ漏れのないよう系統、伝達先を再確認しておくものとする。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 沿岸市町においては、同報系無線等の整備を図り沿岸付近住民への迅速、確実な情報伝達手段の確立に努める。また、沿岸部の施設の管理者（漁業協同組合、海水浴場の管理者等）との協力体制を確立しておく。</p> <p>3 広範かつ確実に津波警報の伝達を図るため、情報・通信手段の多様化・確実化を図る。</p> <p>(1) 海浜にでかけるときは、携帯電話、ラジオ等を携帯し、津波警報、避難勧告・指示等の情報入手又は聴取するように指導する。</p> <p>(2) 放送局が発出する特別の信号を受信し、テレビやラジオのスイッチが自動的に入り津波警報等の情報を受信することができる、緊急警報放送システムの受信機の普及を図る。</p> <p>詳細は第3編応急対策第2章災害情報の収集・伝達による。</p> <p>第3節 津波監視体制の整備</p> <p>沿岸市町においては、あらかじめ監視場所、情報伝達方法等の津波監視体</p>
----------------------	---

<p>第2項 津波情報の伝達体制</p>	<p>1 津波警報、避難勧告・指示等の伝達について関係機関はあらかじめ漏れのないよう系統、伝達先を再確認しておくものとする。</p> <p>2 地域住民等への情報伝達体制の確立</p> <p>住民等には迅速に避難行動をとってもらう必要があることから、市町はあらゆる広報伝達媒体（有線・無線電話、同報無線、広報車、サイレン等）や組織等を活用し、住民等への津波予警報の迅速かつ的確な伝達に努めるとともに、避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。</p> <p>3 同報無線の整備活用</p> <p>地域住民等に対する情報伝達や避難指示等を迅速かつ、確実に実施するため、同報無線の整備拡充、更新に努める。</p> <p>また、停電の影響やバッテリー切れ等のためその機能が失われないう、非常用電源の確保、耐震性の向上や津波の影響を受けない場所への移設などを検討する。</p> <p>4 多様な伝達手段の確保</p> <p>J-ALERTの受信機と防災行政無線の自動起動機の運用や、エリアメールや緊急速報メール、衛星携帯電話やワンセグ、スマートフォンなどあらゆる情報手段の活用を検討する。</p> <p>5 海岸線等への情報伝達</p> <p>海岸線付近の観光地、海水浴場等に対する迅速かつ、効果的な情報伝達体制の整備を図るとともに、観光客等へ情報伝達できる体制の確立に努める。</p> <p>6 港湾、漁港、船舶等への情報伝達</p> <p>港湾関係機関、漁港管理者、漁業協同組合等と相互協調のもと、迅速な情報伝達体制の確立に努める。 (削除)</p> <p>(削除)</p>
----------------------	---

制を定め、安全性を確保して津波の監視を行うものとする。
また、漁業協同組合等と協議し、海上の異常についての情報収集体制の整備を図る。

第1節 海岸保全施設の整備等

1 各海岸管理者は、海岸堤防（防波堤）、防潮堤、防潮水門等海岸保全施設を計画的に整備する。また、地域の実情に応じて潮位、波高等の観測及び情報処理システムの整備を促進し、それらを活用した津波防災施設の高度化を図る。

2 既設施設については日頃から保守点検を行い、維持管理に努めるとともに緊急時における円滑な操作体制の整備に努める。

(新設)

第3節 海岸保全施設等の整備 第1項 海岸保全施設等の整備

1 海岸保全施設の整備に係る基本的な考え方は、護岸や堤防など海岸保全施設の高さ・構造等の設定は、想定される津波のうち、発生頻度が高く、津波高は低いもの大きな被害をもたらす津波の推計結果等を踏まえ決定することとする。また、施設整備については、過去の被災状況や背後の土地利用等を勘案し、緊急度の高い箇所から引き続き進める。

2 津波防災対策を策定するにあたって必要となる検討事項

(1) 性能水準

海岸保全施設の整備にあたって必要となる耐震性、液状化対策等の性能水準を検討する。

(2) 電動化・自動化等

水門、陸閘等の閉鎖については、津波発生時における作業員の安全確保の観点から、電動化や自動化等の必要性について検討する。

第2項 避難場所、避難経路、津波避難ビル等の指定・整備

1 避難場所の整備にあたっては、津波からの緊急避難先として使用できず、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。

2 沿岸市町は、津波浸水想定区域内において民間等の建築物について、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、確実に避難できるような体制の構築に努める。

3 住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。

4 避難路の整備にあたっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号減灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう安全性の確保を図るものとする。

5 避難場所の案内板や避難誘導標識、海抜表示板等の整備に努める。

第3編 災害応急対策計画

(新設)

第2章 津波防災対策計画（略）

災害応急対策計画